

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年12月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3番	小澤 正明	4番	日比野 真里
----	-------	----	--------



議長                    それでは議案一覧表に基づきまして、第50号議案から第53号議案までを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局                では議案の説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。第50号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①譲受人は、                    で水田と畑を耕作しており、申請地についてもこれまで利用権を設定して借りていました。譲渡人は申請地の所有を負担に感じており、譲受人も耕作地を取得したいという意向が一致したため、本申請をすることとなりました。

譲受人は農業従事日数や下限面積を満たしており、必要な農業用機械も所有しており、十分な技術を備えていると判断しています。

【議案説明】

②譲受人は、楽田地区で水田と畑を所有しており、申請地の隣地も耕作をしています。譲渡人は申請地の所有を負担に感じており、譲受人も隣地と併せて耕作をしたいという意向が一致したため、本申請をすることとなりました。

譲受人は農業従事日数や下限面積を満たしており、必要な農業用機械も所有しており、十分な技術を備えていると判断しています。

議案書3ページをご覧ください。第51号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①譲受人は                    に本社を置き太陽光発電事業を営む法人

で、太陽光発電に利用できる場所4,500㎡ほどの広さの必要としていたところ、申請地が太陽光発電に適した場所で、草ばえ状態となっており、土地所有者の同意を得ることができたため、今回の申請となりました。

地図資料の15ページ目の土地利用計画図をご覧ください。申請地の北側と西側は道路となっており、東側と南側には水留を設置して土砂の流出を防ぎます。また、雨水は東側の部分のU字溝から南へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑧番カー（ア）他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、許可基準は、右側のオー（イ）に該当します。

#### 【議案説明】

②申請地は都市計画法は第34条第11号に基づいて市が条例で定める区域の範囲内にあり、分家住宅などの要件がなくても住宅を立てることが可能な場所となります。譲受人は現在、岡崎市のアパートに住んでいますが、手狭であり将来のことも考えて家を建築したいと考えたため今回の申請となりました。

申請地は道路と宅地に囲まれており隣地に農地はありません。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をして道路側溝へ排水します。雨水についても南側道路側溝より排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑩番エー（ア）－a－（b）で、駅から概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可基準は、右側のエー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

#### 【議案説明】

③申請地は都市計画法第34条第11号に基づいて市が条例で定める区域の範囲内にあり、分家住宅などの要件がなくても住宅を立てることが可能な場所で法人が建築することも可能となります。なお、この住宅はモデルハウスとして建築されますが、買い手が現れれば建売住宅として売却する予定となってい

ます。

譲受人は、XXXXXXXXXXに本社をおき不動産業を営む法人で、モデルハウスの展示場所を探していましたが、申請地が富岡駅前で利便性の高く好条件であったため、今回の申請となりました。

申請地の周囲は北側が道路、西側が宅地、東側が雑種地、南側は鉄道用地となっています。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理をして、北東側の最終枡から北側道路の枡へ排出します。雨水についても集水枡から北側道路の枡へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑩番エー（ア）－a－（b）で、駅から概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可基準は、右側のエー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

#### 【議案説明】

④借人は、XXXXXXXXXXで建設業など営む法人で、犬山付近での取引のため、資材置き場を探していたところ、申請地の所有者の同意を得ることができたため、今回の申請となりました。地図資料の31ページをご覧ください。申請地は、北側が畑、西側が宅地、東側と南側が道路となっており、北側の畑の所有者から隣地承諾書を得ています。北側と西側にコンクリートブロックを置いて、隣地畑への土砂の流出を防ぎ、雨水は敷地中央へ集めて、砂利敷により自然浸透します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

#### 【議案説明】

⑤借人は、XXXXXXXXXXに住んでいますが、手狭であり将来のことも考えて家を建築したいと考えていたところ、貸人より申請地への建築を提案され今回の申請となりました。

地図資料 34 ページをご覧ください。申請地の周囲は貸人所有の農地となっており、東側が道路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。汚水は浄化槽で処理を行い、雨水は集水桝に集めて、東側の既設側溝へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

⑥続いて議案書7ページ目をご覧ください。6番から8番までは、関連する案件ですのでまとめてご説明します。

#### 【議案説明】

借人は、XXXXXXXXXXで木材加工業を営む法人です。事業の進展に伴い工場・倉庫が必要となり、同法人の代表取締役である貸人の土地に建設することとして、その工場・倉庫の進入路・駐車場が必要なためとして本件の申請となりました。

申請地の周囲は、北側が道路、東側が雑種地、西側が畑、南側が工場建設地となっています。西側にはコンクリートブロックを設置して農地への土砂の流出を防ぎます。汚水の排水はありません。雨水は貯留槽に集めて自然浸透させます。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

続いて議案書の10ページをご覧ください。第35号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

11ページからをご覧ください。今月の案件は、13件です。1番から11番が農地中間管理機構、12番と13番が相対での利用権設定となります。1番が犬山地区、2番から9番

が城東地区、10番と11番が羽黒地区、12番と13番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の15ページをご覧ください。第36号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第35号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

16ページが■■■■■■■■■■氏

17ページが■■■■氏

18ページが■■■■氏

19ページが■■■■氏への配分計画案です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より、第50号議案から第53号議案までの説明がございました。これらにつきまして何か質問並びにご意見はないでしょうか。はい、小澤委員。

小澤委員

3番、小澤です。事務局にお聞きしたいと思いますが、申請書とこの提出された書類の記載内容について、ちょっと違いが見受けられるんですが、その説明をお願いいたします。

議長

事務局。よろしいですか。

事務局

すみません申請書の何号議案の内容でしょうか。

小澤委員

3号議案の、■■■■さんの地番。

事務局

ただいまの小澤委員の質問にお答えをします。大変申し訳ございません。今のこの地番の間違いですね、230と103というところは、我々もきちっと全員でチェックはしてるんですけど、大変申し訳ございません。これを見落としてしまっ

ますので、今後こういうことがないようにですね、もう一度ちょっと内部で、気を引き締めて、きちっと全員でチェックをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。すいませんでした。

議長 はい、わかりました。そうしましたら、他にご意見、ご質問はないでしょうか。はい、澤野委員。

澤野委員 51号議案なんですが、市街化なのか調整区域なのか。

事務局 第51号議案の内容であれば調整区域の内容になります。

議長 よろしいですか。

澤野委員 はい、わかりました。

議長 もう他にご意見だとかご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようでございますのでここで地区審議に入っていただきたいと思います。

午後2時35分 地区審議

午後2時45分 開議

議長 それでは定刻になりましたので再開をさせていただきます。

第50号議案、農地法第3条の規定による許可申請書意見決定について、意見の決定を求めます。1番について、城東地区お願いいたします。

小澤委員 3番、小澤です。番号1について、許可相当とします。

議長 はいありがとうございます。2番について楽田地区お願いいたします。



伊藤委員 はい、協議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。  
ここで、全委員の皆さんにお諮りをいたします。

第50号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、第50号議案について決定をいたしました。続きまして農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について、意見の決定を求めます。

1から4番につきまして、城東地区お願いいたします。

日比野委員 4番、日比野です。番号1番から4番、審議の結果といたします。

議長 それでは5番から8番につきまして羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号5番から8番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。  
ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第51号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 はい、異議なしということで、それでは第51号議案につい

て、可と決定いたしました。

続きまして第52号議案に入りますが、本議案には澤野委員が申請となっている案件がございます。よって農業委員会等に関する法律、第31条第1項により、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

【澤野委員退席】

議長 はい、澤野委員がご退席いただきましたので続きまして第52号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、意見の決定を求めます。

1番から8番につきまして、羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号1番から8番につきましては、地区審議の結果といたします。

議長 9番につきまして城東地区お願いいたします。

小澤委員 3番、小澤。9番につきまして、先日面談を行いました、■■■■さんが一生懸命やりたいという気持ちが見受けられますので、許可相当とします。

議長 今お聞きの通りの審議結果でございました。ここで全員さんにお諮りをいたします。

第52号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは第52号議案につきまして、可と決定をいたします。続いて第53号議案に入りますが、本議案には寺澤委員、

澤野委員が申請者となっている案件がございます。よって農業委員会等に関する法律第3条第1項により、澤野委員は引き続き、寺澤委員もしばらくの間ご退席をお願いいたします。

【寺澤委員退席】

議長 それでは寺澤委員もご退席をいただきましたので、続いて第53号議案、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。

1番から8番につきまして羽黒地区よろしくお願ひします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号1番から8番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 それでは今、羽黒地区の審議結果を発表していただきました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第53号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、第53号議案につきまして可と決定をいたしました。それでは、寺澤委員、澤野委員は席へお戻りください。

【寺澤委員、澤野委員着席】

議長 澤野委員並びに寺澤委員が席をお戻りいただきましたので、続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告します。議案書の17ページをご覧ください。報告第20

号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は3件です。

事務局

続いて議案書の19ページをご覧ください。報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は4件です。

議長

ただいま事務局より報告がございました。この報告につき報告につきまして、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。何かございませんか。 はい、それでは何もないようでございますので、報告を終了させていただきます。これで本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の会議は終わらせていただきたいと思います。